

日廃振セ発第 320 号
平成 29 年 3 月 1 日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
各正会員 会長・理事長 殿

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 岡澤 和好



電子マニフェストシステム利用料金の改定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターの事業推進につきましては、日頃より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、平成 29 年 4 月 1 日に電子マニフェストシステム利用料金の一部を値下げすることといたしました。

つきましては、関係者への周知方ご協力賜りますようお願い申し上げます。

[添付資料]

1. 電子マニフェストシステム利用料金新旧対照表（加入規約抜粋）
2. 平成 29 年 4 月 電子マニフェスト料金値下げのお知らせ

[掲載ホームページ URL]

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/H29ryokinnesage.html>

[問合せ先]

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター 業務推進部 新井、佐藤
電話. 03-5275-7113

平成29年4月 電子マニフェスト 料金値下げのお知らせ

B・C使用料
30円/件⇒**20円/件**
(税抜)

この度、少量排出事業者を中心とする利用者の経済的負担の軽減を図るとともに、電子マニフェストの一層の普及拡大を図る観点から、平成29年4月1日から基本料と使用料の一部を値下げすることといたしました。是非ご加入ください。また、現在利用されている方も、利用料金区分を変更することにより、さらにお得になる場合がありますのでご検討ください。

◆排出事業者

(税込)

利用料金区分	A料金		B料金		団体加入料金 ※2 (C料金)	
	変更前	平成29年4月1日 以降	変更前	平成29年4月1日 以降	変更前	平成29年4月1日 以降
基本料 (1年間)	25,920円		2,160円	1,944円	不要	
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円		(66件まで無料) 32.4円	(90件まで無料) 21.6円	32.4円	21.6円
利用区分の目安となる 年間登録件数(※1)	1,200件以上	2,401件以上	1,199件以下	2,400件以下	—	

※1) 年間登録件数が2,400件以下の場合はB料金の方がお得です。2,401件以上登録する場合は、A料金をおすすめします。

※2) 排出事業者が30以上集まって加入する等の条件を満たす排出事業者は、団体加入により加入することができます。団体加入は、利用料金表に定めるC料金(団体加入料金)を適用されます。

◆処分業者(処分報告機能+2次登録機能)

(税込)

利用料金区分	A料金 (処分報告機能+2次登録機能)		B料金 (処分報告機能+2次登録機能)	
	変更前	平成29年4月1日 以降	変更前	平成29年4月1日以降
基本料 (1年間)	25,920円		12,960円	
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円		(66件まで無料) 32.4円	(90件まで無料) 21.6円
利用区分の目安となる 年間登録件数(※3)	700件以上	1,381件以上	699件以下	1,380件以下

※3) 年間登録件数が1,380件以下の場合はB料金の方がお得です。1,381件以上登録する場合は、A料金を選択してください。

■料金区分変更(A料金⇒B料金、B料金⇒A料金)の手続きは3月17日(金)までに行ってください。詳細はJWNETホームページをご覧ください。

自然にやさしいネットワーク



＜お問合せ＞

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター 業務推進部

TEL: 0800-800-9023(通話料無料)

FAX: 03-5275-7112

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

電子マニフェストシステム利用料金新旧対照表（加入規約抜粋）

（現行）

別表 1 利用料金表

（税込）

加入区分	排出事業者			収集運搬業者	処分業者		
利用機能区分	1 次登録			報告	報告	報告・2 次登録	
料金区分	A 料金	B 料金	C 料金 (団体加入)			A 料金	B 料金
基本料	25,920 円	2,160 円	0 円	12,960 円	12,960 円	25,920 円	12,960 円
使用料	10.8 円	32.4 円	32.4 円	0 円	0 円	10.8 円	32.4 円

注 1、2）（略）

注 3） 使用料： システム利用に係る従量料金

①A 料金の使用料は、電子マニフェスト情報の登録 1 件の料金

②B 料金の使用料は、加入契約更新日（4 月 1 日）から 1 年間の登録件数（予約登録件数を含む。以下、同じ。）が 66 件を超える分に係る登録 1 件の料金。初回基本料については、利用開始日から最初の 3 月 31 日までは、別表 3 に定める登録件数を超える分に係る登録 1 件の料金

注 4）（略）

別表 2 初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

（単位：円）（税込）

利用開始日の 属する月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
・排出事業者 A ・処分業者 A	25,920	23,760	21,600	19,440	17,280	15,120	12,960	10,800	8,640	6,480	4,320	2,160
・収集運搬業者 ・処分業者 (報告のみ) ・処分業者 B	12,960	11,880	10,800	9,720	8,640	7,560	6,480	5,400	4,320	3,240	2,160	1,080
・排出事業者 B	<u>2,160</u>	<u>1,980</u>	<u>1,800</u>	<u>1,620</u>	<u>1,440</u>	<u>1,260</u>	<u>1,080</u>	<u>900</u>	<u>720</u>	<u>540</u>	<u>360</u>	<u>180</u>

※「排出事業者 A」とは、別表 1 において加入区分が「排出事業者」、料金区分が「A 料金」、をいう。以下同じ。

別表 3 初年度の基本料に含まれる登録件数表

利用開始日の 属する月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
無料件数	<u>66</u>	<u>66</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>11</u>	<u>11</u>

(改正後) 平成 29 年 4 月 1 日適用

別表 1 利用料金表

加入区分	排出事業者			収集運搬業者	処分業者		
利用機能区分	1 次登録			報告	報告	報告・2 次登録	
料金区分	A 料金	B 料金	C 料金 (団体加入)			A 料金	B 料金
基本料	25,920 円	<u>1,944 円</u>	0 円	12,960 円	12,960 円	25,920 円	12,960 円
使用料	10.8 円	<u>21.6 円</u>	<u>21.6 円</u>	0 円	0 円	10.8 円	<u>21.6 円</u>

注 1、2) (略)

注 3) 使用料： システム利用に係る従量料金

①A 料金の使用料は、電子マニフェスト情報の登録 1 件の料金

②B 料金の使用料は、加入契約更新日 (4 月 1 日) から 1 年間の登録件数 (予約登録件数を含む。以下同じ。) が 90 件を超える分に係る登録 1 件の料金。初回基本料については、利用開始日から最初の 3 月 31 日までは、別表 3 に定める登録件数を超える分に係る登録 1 件の料金

注 4) (略)

別表 2 初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

(単位：円) (税込)

利用開始日の 属する月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
・排出事業者 A ・処分業者 A	25,920	23,760	21,600	19,440	17,280	15,120	12,960	10,800	8,640	6,480	4,320	2,160
・収集運搬業者 ・処分業者 (報告のみ) ・処分業者 B	12,960	11,880	10,800	9,720	8,640	7,560	6,480	5,400	4,320	3,240	2,160	1,080
・排出事業者 B	<u>1,944</u>	<u>1,782</u>	<u>1,620</u>	<u>1,458</u>	<u>1,296</u>	<u>1,134</u>	<u>972</u>	<u>810</u>	<u>648</u>	<u>486</u>	<u>324</u>	<u>162</u>

※ 「排出事業者 A」とは、別表 1 において加入区分が「排出事業者」、料金区分が「A 料金」をいう。以下同じ。

別表 3 初年度の基本料に含まれる登録件数表

利用開始日の 属する月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
無料件数	<u>90</u>	<u>90</u>	<u>75</u>	<u>75</u>	<u>60</u>	<u>60</u>	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>15</u>	<u>15</u>